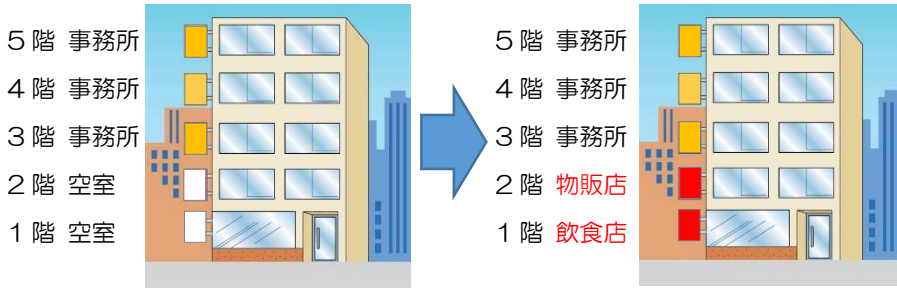


テナントの入居や建物の増改築により 知らない間に 消防法違反!?

ビル等の建物を所有・管理している皆様へ

新たなテナントの入居や建物の増改築によって、知らない間に**消防法違反**となっていることがあります。これらをお考えの方は、まず消防本部へご相談いただき、**必要な届け出**をしましょう。

▽ 消防法違反の例



!! 事務所ビルの空きテナントに飲食店や物販店など不特定多数の方が利用する用途が入居すると、自動火災報知設備が必要となる場合があります。

▽ 消防法違反はどうか？

1 行政処分の対象となります。

消防法に基づく命令や告発による罰則を受ける場合があります。また、命令を受けると建物の出入口に危険を知らせる標識が設置されるなど、公示されることとなります。



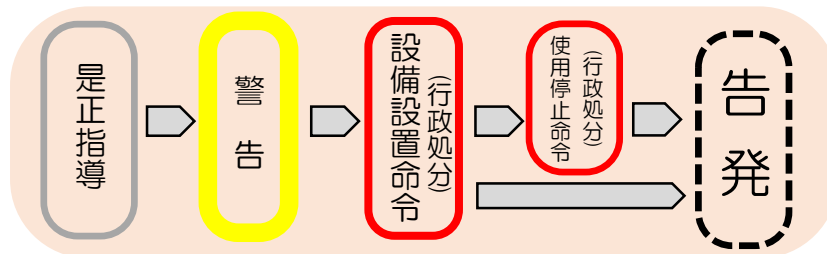
命令に従わなかった場合…

設備設置命令違反

命令に違反して消防用設備等を設置しなかった者は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられます。

使用停止命令違反

命令に違反して防火対象物の使用を停止しなかった者は3年以下の懲役又は300万円以下の罰金が科せられます。



2 違反建物をホームページに公表します。

ホテル、飲食店、物販店など不特定多数の方が出入りする建物や病院、社会福祉施設など一人で避難することが難しい方が利用する建物で、次の消防用設備等が設置されていない違反建物を日立市のホームページに掲載します。



①屋内消火栓設備 ②スプリンクラー設備 ③自動火災報知設備

▽ 必要な届け出は？

新しく店舗や事務所などを開店する場合、「**防火対象物使用開始届出書**」を建物の使用を開始する日の7日前までに消防本部へ届け出る必要があります。

!! 消防本部への相談、届出なく使用した場合、消防法違反に気が付かず、結果的に大切なお客さまや従業員を危険な建物に招き入れることになってしまいます。

〔事前相談・届出等の相談〕

日立市消防本部 予防課 査察指導係

TEL 0294-24-0119

✉ hfd-yobo@city.hitachi.lg.jp